

令和2年4月1日

【 岩泉町教育委員会 障害者活躍推進計画 】

機関名	岩泉町教育委員会
任命権者	岩泉町教育委員会教育長
計画期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日（3年間）
岩泉町教育委員会における障害者雇用に関する課題	岩泉町教育委員会では、事務局職員は岩泉町（町長部局）からの出向職員で構成されているため、独自の事務局職員の募集・採用は行っていない。また、町立小・中学校で勤務する職員については教育現場での雇用が多くその学校教育という業務の特殊性から、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていなかった。しかし、平成30年から障害者法定雇用率算出の適用が拡大したことから、法定雇用率が未達成である。このため、令和元年～令和2年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行っているところである。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 （令和4年6月1日現在）2.08％ （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：0％ （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進歩管理。
②定着に関する目標	なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1.障害者の活躍を促進する体制整備	
（1）組織面	○障害者雇用推進者として教育委員会事務局学校教育室長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、事務局内掲示等により周知する。
（2）人材面	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3カ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に2回以上、職務整理票や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 ○定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3.障害者の活躍を促進するための整備体制・人事管理	
（1）職務環境	○採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。

	○なお、措置を講じる場合に当たっては、障害者から要望を踏まえつつも、過度な負担とならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援期間に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援期間からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4) キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
(5) その他の人事管理	○月 1 回の定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○障害者からの要望を踏まえ、障害者特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう財政措置を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。
4.その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。